

警察署協議会議事録

協議会名	令和5年第3回宮城県築館警察署協議会
開催日時	令和5年11月17日（金） 午後3時00分から 午後4時10分まで
開催場所	宮城県築館警察署3階大会議室
出席者等	1 協議会委員 出席委員～阿部東吾会長、菅原博美副会長、伊藤紀彦委員 2 警察署側 署長、次長、会計課長、警務課長、生活安全課長、地域課長、 刑事課長、交通課長、警備課課長代理、警務課警務係長
議事概要	別紙のとおり
備考	

別紙

1 報告事項

○ 管内の犯罪情勢について

令和5年9月末現在の築館警察署管内の犯罪情勢等について報告した。

(1) 刑法犯について

ア 管内の情勢

令和5年9月末における県内の刑法犯認知件数は前年同期比約20パーセント増となる約8,600件で、全国的にも約19パーセント増の約51万7,500件となっています。

当署管内の刑法犯認知件数は101件と全国、県内と同様に増加傾向ですが、増加幅は小さく、約12パーセント増の+11件となっています。

ここ数年の刑法犯認知件数の推移については、コロナ禍における行動制限の期間中に認知件数が大きく減少しましたが、行動制限の緩和により昨年から増加に転じております。しかしながら、コロナ禍前より増えたということではなく、行動制限中に減少した分が揺り戻しで元に戻ったと考えられるため、引き続き犯罪の発生を抑えるため当署ではここが踏ん張りどころと捉えて検挙活動を推進しており、それが検挙数の大幅なアップにつながっていると思っています。

犯罪認知件数を見ると、凶悪犯、粗暴犯、知能犯、その他の罪種において増加が見られ、凶悪犯の認知件数は昨年と比べて+3件の4件、粗暴犯の認知件数は昨年より+9件の12件と増加率が高くなっています。

イ 事件検挙状況

検挙件数については、県内が前年同期比17パーセント増の約3,400件、検挙率は1ポイント減の40パーセントとなっています。

全国では検挙件数が約6パーセント増のおよそ19万件、検挙率は約5ポイント減の37パーセントとなっています。

当署管内では検挙件数が113パーセント増の49件であり、昨年の23件から倍増しており、検挙率についても23ポイント増の49パーセントとなっています。

凶悪犯については殺人未遂、放火、不同意性交等2件ですが、身内や知人間の犯行や自宅へ火をつけたものであり、4件全てについて検挙しており、検挙率は100パーセントとなっています。

暴行や傷害などの粗暴犯は11件を検挙して検挙率は92パーセントとなっています。粗暴犯についても身内や知人といった、いわゆるDVや男女間トラブルといったものが多く、エスカレーターを防ぐため積極的に検挙していることが検挙数の増加につながっています。

窃盗犯の認知件数は、昨年と比べて-9件の58件と減少しているものの、昨年は連続発生したグレーチング盗が認知件数を押し上げていたと考えると窃盗事件そのものが減少したという印象はなく、特に、侵入窃盗や犯罪

の入口となる万引きの増加が見られ、懸念している状況です。

窃盗犯の7割を占める非侵入窃盗については、その大半は万引きで、5件増の16件となっており、これらの6割以上を検挙していることが検挙数の増加につながっています。

なお、万引きについては65歳以上の高齢者の割合が高くなっており、スーパーなどで生活用品を万引きする例が多く見られますが、お金が無いのではなく将来への不安から犯行に及んでいることがうかがえます。

その他の罪種については14件の認知件数で、車を傷つけられたなどの器物損壊事件が目立ちます。これらは連続発生したものではなく、日時や場所が異なる別々の事件であるほか、中には勘違いと判明して後に被害届を取り下げたものも含まれています。

(2) 特殊詐欺被害について

ア 特殊詐欺被害状況

本年9月末における県内の特殊詐欺被害の認知状況については、認知件数は250件、被害金額は5億8,000万円を超えています。昨年と比べて認知件数は6件の減少となっているものの、被害金額は1億6,000万円以上増加しており、非常に厳しい状況となっています。

当署管内における認知件数は3件、被害金額は190万円となっており、その手口は架空料金請求詐欺が2件、還付金詐欺が1件となっています。

特殊詐欺は大きく分けて、被疑者と被害者が直接接触して現金等を渡す接触型と、そうでない非接触型に分けられますが、当署で認知した3件の被害については全て非接触型となります。

栗原市には新幹線の駅が1か所しかなく、在来線の駅も当署管内に1か所しかないため犯人グループにとっては犯行後の逃走が難しい地域であり、その点で発生が危惧されるのは非接触型となります。

非接触型における現金の詐取方法としては、口座振込、現金送付、電子マネーカードが利用されています。

なお、当署に寄せられた特殊詐欺関連の相談は25件増加し55件となっています。

イ 特殊詐欺被害防止対策

特殊詐欺被害の防止に向けた対策は大きく3点あり、1点目がチラシやメディアなどの各種媒体、防犯講話、出前講座、セキュリティメールなど、あらゆる方法を用いた広報活動、2点目が金融機関やコンビニエンスストアなどと連携した水際防止対策、3点目が被疑者からの電話を受けないための固定電話対策となっており、これらを強力に推進しています。

水際防止対策については栗原市築館地区防犯協会連合会と協働し、コンビニエンスストアなど管内のマネーカード取扱店に対し電子マネーカードと一緒に渡すことができる注意喚起ツール「詐欺撃退！POSAカードホルダー」を配布して、販売時にマネーカードとともにカードホルダーを渡すことにより店員が注意喚起しやすい環境を作って注意を促しています。

この取組を始めて1か月ほどになりますが、先日、各店舗の利用状況を確認した結果、コンビニエンスストアにおいて販売時に店員が注意喚起したところ詐欺被害を未然に防止することができたという話が聞こえており、高い効果が現れていると思われまます。

9月末現在の水際防止対策効果は2件で、コンビニエンスストアで電子マネーカード販売時に注意喚起して未然防止したものになります。また、10月には金融機関で振り込み時に防止したものが1件と、先程述べたPOSAカードホルダーを活用したものの1件で被害を未然に防止しています。

(3) 特別法犯について

特別法犯の検挙状況については、去年同期と比べて7件6人増の17件15人を検挙しています。

特別法犯の検挙内容については、キャッシュカードを有償で譲り渡した犯罪収益移転防止法違反、民事事件の裁判において出頭命令に従わなかった民事執行法違反、他人のSNSを乗っ取った不正アクセス禁止法違反、迷惑防止条例違反（盗撮・痴漢）2件のほか、廃棄物処理法違反7件、青少年健全育成条例違反、児童ポルノ法違反、迷惑防止条例違反（客引き）、銃刀法違反、ストーカー規制法違反がそれぞれ1件となります。

廃棄物処理法違反7件のうち5件は家庭ゴミや伐採した樹木などを不法に焼却した事件であり、他2件は不法投棄事件となります。

家庭ゴミの焼却では、下草に燃え移るなど影響の大きなものについて検挙しており、軽微なものについては指導警告措置を執っております。

福祉犯である青少年健全育成条例違反と児童ポルノ法違反については、成人男性が児童に淫らな性行為をし、その際、児童ポルノを作成したもので、2件1人の検挙となっています。

なお、迷惑防止条例違反（客引き）については、国分町対策の支援として仙台中警察署管内に派遣された際に検挙したものととなります。

(4) 非行少年等の検挙、補導状況について

14歳以上の少年で罪を犯した犯罪少年は、万引き、ストーカー規制法違反、不正アクセス禁止法違反の3人です。

14歳に満たない刑罰法令に触れる行為をした触法少年は、自身の裸の写真をSNSに投稿したわいせつ電磁的記録媒体陳列罪の1人です。

少年補導された不良行為少年は14人で夏場に増加が見られました。その内訳は、喫煙5人、深夜はいかい5人、粗暴行為2人、不健全娯楽1人、家出1人となります。

不良行為少年数は昨年1年間で2件だったことから、コロナ禍による行動制限の緩和が増加の一因になったと考えられます。

不良行為少年の学職別内訳は、高校生が9人、有職少年が3人、無職少年が2人となります。

未来を担う少年の健全育成は地域で取り組むべき課題ではありますが、犯罪行為の事件化のみならず、街頭補導や、補導した少年を継続して指導する

継続補導、被害少年への支援、非行防止活動、広報啓発活動などの情報発信活動を通して、地域や関係機関と協働して少年の健全育成に取り組んでいます。

(5) 交通事故発生状況について

本年9月末現在の交通事故発生状況は、人身事故が去年同期比17件60パーセント増の45件が発生しており、死亡事故が1件、重傷事故が8件発生しています。物損事故は10件2パーセント減の480件となっています。

人身事故の主な特徴は、国道4号と国道398号における発生が全体の約5割を占めていること、事故形態の4割が追突事故であること、原因者の25パーセントが65歳以上の高齢者であり、原因者、被害者を合わせると事故当事者の46パーセントが65歳以上の高齢者であることが挙げられます。

死亡事故については、9月26日午後1時ころ志波姫地内の国道4号上において、カーブで車線逸脱した大型トラックが対向してきた大型トラックと正面衝突し、車線逸脱した当事者が亡くなられ、相手方も重傷を負う事故が発生しています。

県内における死亡事故の約半数が、この事故と同様に車線逸脱による事故となっています。なお、現時点における県内の交通死亡事故は、前年同期比6件増の37件となっており、9人増の40人が亡くなられています。

管内における重傷事故の傾向は、発生場所として県道や市町村道が多く、8件中6件が県道、市町村道で発生しています。また、事故発生時の状況が晴天、乾燥路面、直線、平坦であるなど良好な道路環境であること、原因者のうち高齢者の割合が低いことが挙げられ、人身事故全体の傾向とは異なる傾向を示しています。

(6) 交通事故防止対策

栗原市は運転免許保有者に占める高齢者の割合が高く、原因者、被害者を含めた人身事故当事者のおよそ半数が65歳以上となっていることから、高齢者に対する交通安全の取組が重要となっています。

栗原市では生活の足としての車は必要不可欠ですが、高齢者の中には運転適性が失われたり、低下している方もおられることから、運転に不安を覚える高齢運転者に対しては運転免許の自主返納を促しているほか、事故現場における運転者の言動や事故原因から認知症が疑われるような場合には、運転の継続に医師の診断が必要となる制度を適用するなどして運転免許の返納を促しています。

当署では現時点まで73人の方が運転免許を自主返納しております。

その他、交通安全講話などを通じた防衛運転の推進や、各種イベント等において、高齢者に対する反射材の装着、白色服の着用、乱横断NGの3点を啓蒙し高齢歩行者の交通事故抑止に取り組んでいます。

(7) 意見、質問事項

委員： 万引きが5件増加して16件となっていますが、少年による万引きは何件ですか。

署 長： 少年による万引きは1件です。ゲートウェイ犯罪である万引きは他の犯罪に手を染めるきっかけともなるため、検挙するものは検挙して少年の健全育成を図っています。

委 員： 万引きの多くが高齢者ということですが、認知症の疑いのある方ですか。

署 長： 認知症ではない方と考えられます。一方、高齢者ではない方ですが、依存症のように万引きをしてしまうというのがありました。

委 員： 特殊詐欺関連の相談が55件ということですが、全て被害に遭ったものですか。

署 長： 相談電話に寄せられるのは被害に遭ったという話だけではなく、予兆電話や不審な電話があったという相談も含まれますので、全てに被害が発生しているものではありません。

警察では不審な電話を受けた際にも相談するように呼び掛けているため、相談件数が増加すること自体は必ずしも悪いことではありませんが、特殊詐欺電話が増加しているのではないかと懸念しています。

○ 警察官採用活動について

(1) 現在の警察官採用情勢について

本県の採用情勢については、近年の複雑、多様化する警察行政に適切に対応し、県民の期待と信頼に応える警察組織の維持に向け、真に警察官にふさわしい優秀な人材を採用し、将来に向けた人的基盤の充実と強化を図る必要があります。しかし、少子化等の影響による就職適齢人口の減少や働き方改革の推進などに伴い受験者数が減少し、前年度の採用試験の競争倍率は4.2倍にとどまるなど厳しい情勢が続いています。

11月14日に警察官A（大学卒業程度資格者）の2回目と警察官B（それ以外）の最終結果が発表され、今年度の採用試験の競争倍率は3.8倍と、昨年度を下回りました。

今年度の警察官採用試験の申込者数は、Aの1回目が前年度比47人減の307人、2回目が前年度比38人減の86人、Bは前年度比37人減の222人となり、いずれも前年度を下回っています。

競争倍率については、Aの1回目は82人合格の3.2倍、2回目は8人合格の7.9倍となります。Bについては48人合格で4.1倍でした。

当署の受験申込みの受付及び受験状況は、Aの1回目が3人の申込みを受付し、全員が受験したことから前年度比3人増加となりました。

Aの2回目とBについては、6人を受付しその全員が受験したことから前年度と同数となりました。

本県では厳しい採用情勢を受け、令和元年度から警察官Aの採用試験を年

1回から年2回に増やすとともに、それまで7月に1回で実施していた試験を5月と9月の2回に分けて実施することで受験者の早期就職内定を図るとともに、受験機会の増加による受験者数の向上を図っています。

なお、警察官Bの採用試験は年1回で、武道指導枠はありません。

受験者の年齢上限については、警察官A、Bともに現在は35歳に引き上げられており、社会経験豊富な人材の確保にも力を入れています。

以前ならば年齢によって諦めていた夢も、現在は諦めずに試験に挑戦することが可能となり、これにより夢をかなえた警察官もおります。

(2) 当署における警察官募集活動の取組について

本年、当署で実施した警察官募集活動については、大きく分けて4点となります。

1点目は、6月25日にイオンスーパーセンター栗原志波姫店において、栗原市、栗原市消防本部及び自衛隊宮城地方協力本部栗原地域事務所と合同で開催した就職説明会です。

当署はパワーポイントやDVDを活用して警察官の仕事について説明するとともに質疑応答を行いました。この日の来場者は約40名で、警察官を強く志望する方もおり、「警察官の生の声を聞くことができて良かった」などの声が寄せられました。

2点目は、当署で実施した職場体験学習です。管内の中学校3校、高等学校1校から合計13人の生徒が参加し、業務説明やパトカーの乗車体験、鑑識作業体験のほか、警察官が行う実践的総合訓練を見学させ、警察官の仕事に関心を高めてもらい「教師になる夢があったが、警察官の仕事を体験して警察官になってみたいという強い気持ちが生まれた」などの感想が寄せられました。

3点目は、各種イベントにおける募集活動で、一迫の「政岡まつり」、花山の「花山まつり」、「栗原市民まつり」、「ジョブKidsくりはら」の各種イベントに警察ブースを設置し、採用関係チラシの配布やパトカー乗車体験などを行い警察業務の認知度向上を図りました。

特に「栗原市民まつり」においては機動隊から応援を得て高性能救助車「ウニモグ」を展示し、来訪した子供とその家族から高い関心を集めることができました。

4点目は、剣道を通じた募集活動で、高校剣道部との合同稽古と栗原市が開催する剣道大会への参加があります。

合同稽古では、稽古に先立ち警察業務について説明して警察官の魅力をアピールした後、署員から選抜した有段者が築館高校剣道部員と合同稽古を実施し、警察官の矜持と気迫を直に示しました。合同稽古には宮城県の剣道特別強化訓練員から監督、主将、選手の3名も参加いただき、参加した高校生からは、「警察官と剣道ができて楽しかったし、強化選手との稽古もためになった」などの声が聞かれました。

剣道大会は、築館剣道協会の会長から栗原市クラブ対抗剣道大会への出場

を打診されたのを機に署員3名が出場し、予選の初戦は敗れたものの決勝トーナメントを勝ち上がり、結果として優勝でき、警察官の強さをアピールすることができました。対戦相手からは「警察官の試合も所作も素晴らしかった」との賛辞を受け、警察官のイメージ向上につながりました。

以上が当署における警察官募集活動の取組となりますが、警察官採用試験の受験者は年々減少していることから、あらゆる機会を通じた積極的な広報と、創意工夫した警察官募集活動を引き続き進めていく方針です。

(3) 意見

委 員： 中学生の職場体験の実施には私も関与しているところですが、警察、消防体験は人気があり嬉しく思っており、快く受け入れていただき大変感謝しています。今後も引き続きよろしくお願いします。

また、剣道を通じた取組は初めて知りましたが素晴らしいと感じました。子供たちも近寄りがたい警察官という職業を身近に感じられるようになると思うので、これからも続けてください。

委 員： 剣道協会の大会への参加や、生徒と一緒に剣道の稽古をすることで、警察への理解も進み、受験者の増加につながることを期待できるのではないかと思います。

2 意見・要望

委員から意見・要望の提案はなかった。

3 次回の開催予定について

次回の協議会は令和6年2月下旬を予定。